

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年11月29日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

## ◆厚生労働省あて確認事項について◆

信託協会より厚生労働省あて確認した以下の内容について、ご連絡いたします。

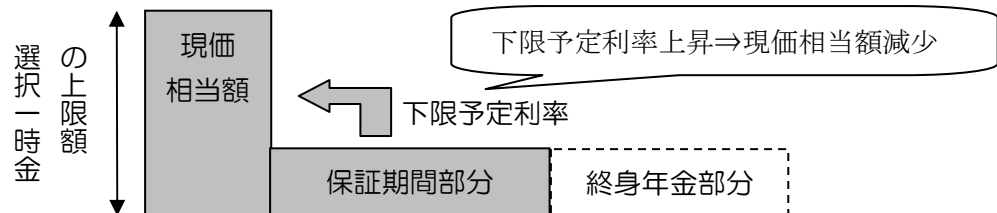
### <確定給付企業年金、厚生年金基金>

Q：適格年金から権利義務を承継した給付がある年金制度において、権利義務を承継した「年金に代えて支給する一時金額等」が、下限予定利率の上昇に伴い「下限予定利率で計算した年金の保証期間部分の現価相当額」を上回ってしまった場合に、基準<sup>(※)</sup>を満たすよう給付設計を変更する必要があるか？

A：適格年金で年金の受給権を得た受給者及び受給待期者については、変更不要。  
加入者については、当該給付の設計変更が必要。

(※) 厚生年金基金設立認可基準取扱要領 第二-四(10)⑥、同六(1)、同七  
確定給付企業年金法施行令第23条

(ご参考)厚生年金基金設立認可基準取扱要領 第二-四(10)⑥)



<厚生年金基金>

Q：平成 21 年度末財政再計算の結果、掛金の引上げが必要になったが、11 月末までに掛金引上げ猶予を適用するか否かが未決定の場合の手続きは、以下のとおりで良いか？

- ①掛金引上げ猶予を適用しない前提で、財政再計算報告書を 11 月末までに提出する。
- ②その後、掛金引上げ猶予を適用することが決定した場合は、2 月末までに変更計算報告書および長期運営計画の提出を行う。

A：良い。

<確定給付企業年金>

Q：確定給付企業年金間の移行（DB法第 80 条、第 81 条：規約型DB⇔基金）において、消滅（みなし終了・解散）するDB制度の手続きは、以下のとおりで良いか？

- ①終了の承認、解散認可の手続きは不要
- ②財産目録等の承認、決算報告書の承認の手続きは必要
- ③様式C5「終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその基礎を示した書類」、様式C8「残余財産処分計算書」は数値を記入せずに提出。  
年金数理人による署名押印は不要。

A：良い。

以上